

いのち・ちきゅう・みらいプロジェクト実行委員会

## 委員会規約

いのち・ちきゅう・みらいプロジェクト実行委員会

制定・施行日 2024年 5月 13日

改定日 2024年 9月 3日

改定日 2025年 4月 11日

# いのち・ちきゅう・みらい実行委員会 委員会規約

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

本委員会は、いのち・ちきゅう・みらいプロジェクト実行委員会と称し、英文では Life, Earth, Future Project Executive Committee と表示する。

### 第2条 (目的及び事業)

1. 本委員会は、地球沸騰の危機からの創生を目指し、日本の自然共生を根幹とする伝統文化や郷土芸能の意義をひも解き、流域等の広域の連携による地域循環共生圏（ローカルSDGs）の構築を促進するとともに、未来を託す子供たちの育成のために設置する。
2. 本委員会は、前項の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 現代文明のあり方を問い、自然への畏敬をテーマとする新作の総合芸術オペラ「みづち」を上演する事業
  - (2) 日本各地の自然への畏敬と共生の文化を育む伝統文化や郷土芸能の意義を紐解き、現代の社会課題に対応する新たな文化の創造を含め、次世代に伝承するための発信と誘客事業
  - (3) 未来を託す子供たちの人材育成のための支援事業
  - (4) 令和7年に開催予定の大阪・関西万博での催事を活用した国内外への発信事業
  - (5) 前各号に定めるもののほか、本委員会の目的達成のために必要な事業

### 第3条 (事務所の所在地)

本委員会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

## 第2章 組 織

### 第4条 (組織)

1. 本委員会の委員の氏名・名称及び所属は別紙記載のとおりとする。
2. 本委員会は、以下の組織を置く。
  - (1) 運営会議
  - (2) 役員

### 第5条 (入会)

新たに委員を入会させるには、総委員の同意を要する。

#### **第6条 （退会）**

やむを得ない理由があるときは、各委員は、本委員会所定の退会手続を履践することにより、いつでも本委員会を退会することができる。

#### **第7条 （除名）**

1. 本委員会の委員が以下のいずれかに該当したときは、運営会議の決議によって当該委員を除名することができる。
  - (1) 本規約又はその他の本委員会の定める規則に違反したとき。
  - (2) 本委員会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
2. 前項の規定により委員を除名したときは、当該委員に対し、除名した旨を通知する。

#### **第8条 （委員資格の喪失）**

1. 委員が以下のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。
  - (1) 退会したとき。
  - (2) 総委員が同意したとき。
  - (3) 破産手続、民事再生手続その他これに類する倒産手続の申立てが行われたとき。
  - (4) 委員が死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
  - (5) 除名されたとき。
  - (6) 第33条の定めに従い、本委員会が解散したとき。
2. 委員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、本委員会に対する委員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、当該時点で履行期の到来した未履行の義務は、これを免れることができない。

### **第3章 運 営 会 議**

#### **第9条 （構成）**

1. 運営会議は、すべての委員をもって構成する。
2. 委員長は、必要と認めるときは、運営会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### **第10条 （権限・専決処分）**

1. 運営会議は、以下の事項について決議する。
  - (1) 事業計画及び収支予算の承認

- (2) 事業報告及び収支決算の承認
  - (3) 本規約の変更
  - (4) 委員の除名
  - (5) 役員の選任及び解任
  - (6) 事業の全部の譲渡
  - (7) 解散及び残余財産の処分
  - (8) 清算人の選任及び解任
  - (9) その他運営会議で決議するものとして本規約で定められた事項
2. 前項の定めにかかわらず、前項第(1)号又は第(2)号に定める事項については、委員長が緊急を要すると認めるときは、他の役員の同意を得た上で、運営会議の決議を経ずに専決処分することができる。この場合、委員長は、次の運営会議にて専決処分に係る事項を報告しなければならない。

#### **第11条（開催）**

運営会議は、定時運営会議として毎事業年度末日の翌日から3か月以内に開催するほか、必要に応じて臨時運営会議を開催する。

#### **第12条（招集）**

1. 運営会議は、委員長の決議に基づき委員長が招集する。
2. 委員長は、運営会議を招集する場合には、会日の1週間前までに、委員に対して、運営会議の日時及び場所、目的である事項並びにその他法令に定める事項を記載又は記録した電磁的方法により、招集通知を発するものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、総委員の同意がある場合には、招集手続を省略することができる。

#### **第13条（議長）**

運営会議の議長は、委員長がこれに当たる。ただし、委員長に事故又は故障があるときは、副委員長がこれに当たる。

#### **第14条（議決権）**

運営会議における議決権は、委員1人につき1個とする。

#### **第15条（運営会議の決議）**

1. 運営会議の決議は、本規約に別段の定めがない限り、総委員の議決権の過半数を有する委員が出席し、出席した委員の議決権の過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の決議は、総委員の半数以上であって、総委員の議決権

の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 委員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 本規約の変更
- (4) 事業の全部の譲渡
- (5) 解散

#### **第16条（議決権の代理行使）**

1. 委員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、当該委員又は代理人は、代理権を証明する書面又は電磁的記録を本委員会に提出しなければならない。
2. 前項の代理権の授与は、運営会議ごとにしなければならない。

#### **第17条（運営会議の決議の省略）**

委員が運営会議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の運営会議の決議があったものとみなす。

#### **第18条（運営会議への報告の省略）**

委員長が委員の全員に対して運営会議に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を運営会議に報告することを要しないことにつき、委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の運営会議への報告があったものとみなす。

#### **第19条（運営会議議事録）**

運営会議の議事については、以下に掲げる事項を内容とする議事録を作成しなければならない。

- (1) 運営会議が開催された日時及び場所（当該場所に存しない役員又は委員が運営会議に出席した場合における当該出席の方法を含む。）
- (2) 運営会議の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 運営会議に出席した者（第9条第2項に基づき参加した委員以外の者及び第16条に基づき議決権を代理行使した委員を含む。）の氏名又は名称
- (4) 運営会議の議長が存するときは、議長の氏名
- (5) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## **第4章 役員**

## 第20条 （役員の設定）

本委員会は、以下の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名以上
- (3) 監事 2名以上

## 第21条 （役員を選任）

1. 本委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
2. 本委員会の監事は、運営会議の同意を得て委員長が委嘱する。

## 第22条 （役員職務及び権限）

1. 委員長は、本委員会を代表し、本規約及び運営会議の定めるところにより、その業務を執行する。
2. 副委員長は、委員長を補佐し、本規約及び運営会議の定めるところにより、その業務を執行する。
3. 委員長及び副委員長は、法令及び本規約並びに運営会議の決議を遵守し、本委員会のため忠実にその職務を行わなければならない。
4. 監事は、本委員会の業務及び会計を監査する。
5. 監事は、いつでも、委員長、副委員長及び事務局に対して事業の報告を求め、本委員会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

## 第22条の2（役員取引制限等）

1. 役員は、以下に掲げる場合には、運営会議において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
  - (1) 役員が自己又は第三者のために本委員会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
  - (2) 役員が自己又は第三者のために本委員会と取引をしようとするとき。
  - (3) 本委員会が役員に債務を保証することその他役員以外の者との間において本委員会と当該役員との利益が相反する取引をしようとするとき。
2. 民法第108条の規定は、前項の承認を受けた同項第(2)号又は第(3)号の取引については、適用しない。

## 第23条 （役員任期）

1. 委員長及び副委員長の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時運営会議の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時運営会議の終結の時までとする。但し、再任を妨げない。
3. 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の満了時までとする。
4. 役員は、第 20 条第 1 項各号に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

#### **第24条（役員解任）**

役員は、運営会議の決議によって解任することができる。

#### **第25条（役員報酬等）**

1. 委員長及び副委員長に対し、運営会議において定める総額の範囲内で、は、報酬等を支給することができる。なお、個別の報酬等の金額について運営会議の決議がないときは、当該金額は、上記の報酬等の範囲内において、委員長及び副委員長の協議によって定める。
2. 監事に対し、運営会議において定める総額の範囲内で、報酬等を支給することができる。なお、監事が二人以上ある場合において、各監事の報酬等について運営会議の決議がないときは、当該報酬等は、上記の報酬等の範囲内において、監事の協議によって定める。
3. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。この場合の支給の基準については、運営会議の決議により別に定める。

## **第5章 事務局**

#### **第26条（事務局）**

1. 本委員会は、事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
3. 事務局長は委員長が委嘱し、その他の事務局の職員は委員長が任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、委員長が別に定める。

## **第6章 会計**

#### **第27条（事業年度）**

本委員会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月末日までの 1 年とする。

## **第28条（会計）**

本委員会の経費は、南砺市の負担金及び本委員会の収入をもってこれに充てる。

## **第29条（事業計画及び収支予算）**

1. 本委員会の事業計画書、収支予算書及び資金調達の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、委員長が作成し、運営会議の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

## **第30条（事業報告及び収支決算）**

1. 委員会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、委員長が以下の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、運営会議の承認を受けなければならない。
  - (1) 事業報告
  - (2) 貸借対照表
  - (3) 損益計算書
2. 前項の承認を受けた書類については、定時運営会議に提出し、第(1)号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

# **第7章 規 約 の 変 更**

## **第31条（規約の変更）**

本委員会は、運営会議の決議によって、本規約を変更することができる。

# **第8章 事 業 の 譲 渡**

## **第32条（事業の譲渡）**

本委員会が事業の全部を譲渡するには、運営会議の決議によらなければならない。

# **第9章 解 散 及 び 清 算**

## **第33条（解散）**

本委員会は、以下に掲げる事由によって解散する。

- (1) 運営会議の決議
- (2) 委員が欠けたこと
- (3) 合併（合併により本委員会が消滅する場合に限る。）

(4) 破産手続開始の決定

**第34条 (清算)**

1. 本委員会は、解散した場合（但し、破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く。）には、本章の定めるところにより、清算しなければならない。
2. 清算をする本委員会は、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

**第35条 (清算人の選任等)**

1. 清算をする本委員会は、1名又は2名以上の清算人を置かなければならない。
2. 以下に掲げる者は、清算人となる。
  - (1) 委員長
  - (2) 副委員長
  - (3) 運営会議の決議によって選任された者
3. 清算人は、いつでも、運営会議の決議によって解任することができる。

**第36条 (清算人の職務等)**

1. 清算人は、以下に掲げる職務を行う。
  - (1) 現務の結了
  - (2) 債権の取立て及び債務の弁済
  - (3) 残余財産の引渡し
2. 清算人は、清算をする本委員会の業務を執行する。
3. 清算人が2名以上ある場合には、本委員会の業務は、清算人の過半数をもって決定する。
4. 清算人は、清算をする本委員会を代表する。ただし、他に代表清算人その他清算をする本委員会を代表する者を定めた場合は、この限りでない。

**第37条 (残余財産の帰属)**

残余財産の帰属は、清算をする本委員会の運営会議の決議によって定める。

**第38条 (清算事務の終了等)**

1. 清算をする本委員会は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、決算報告を作成しなければならない。
2. 清算人は、決算報告を運営会議に提出し、その承認を受けなければならない。

以 上

(別紙) 委員・役員名簿

(2025年4月11日現在)

区分	氏名	所属・役職	備考
委員	委員長 (役員)	清水 昭 特定非営利活動法人 健康医療開発機構 理事長 医療法人瑞穂会 理事 統括院長	
	副委員長 (役員)	矢野 康明 元環境省大臣官房地域脱炭素事業推進課、地域循環共生圏推進室	
	委員	長野 隆 特定非営利活動法人健康医療開発機構理事	
	委員	磯 和樹 GTF グレータートウキョウフェスティバル実行委員会 事務局長	
	委員	今井 良治 ローカルサミット 事務局長	
	委員	吉田 敏一 南砺市ブランド戦略部交流観光まちづくり課 課長	
監事 (役員)	泉澤 俊一 公認会計士・税理士		
	小田島 常芳 弁護士		

以上